

円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会

議事の運営等について

1. 議事・議事要旨・議事録

- 本研究会に関する議論において、その性格上、特定の企業、経営者、従業員等に係る事例に言及する可能性があるため、原則として議事及び議事録は非公開とする。
- 議事要旨については原則公開とする。

2. 配布資料

- 本研究会の配布資料は、中小企業庁のホームページにて、原則公開する。ただし、資料の内容を踏まえ非公開が適当と考えられる配布資料については、事務局が委員長（配布資料が事務局以外の者から提出されたものである場合には委員長及び資料提出者）と相談して、対応を決定する。

3. 会議開催方法

- 原則として、オンライン開催とする。なお、傍聴については、議論の性格上、特定の企業、経営者、従業員等に係る事例に言及する可能性があるため、原則として認めない。

以上